

経済安全保障法制に関する 有識者会議

令和 7 年11月14日

内閣官房 経済安全保障法制準備室

- 新たな「**国家安全保障戦略**」（2022年12月）を策定するとともに、「**自律性の向上**」「**優位性・不可欠性の確保**」「**国際秩序の維持・強化**」という方向性の下、**国家及び国民の安全を経済面から確保**すべく、様々な施策を策定・実施。
- 「**重要土地等調査法**」（2021年6月）や、「**経済安全保障推進法**」（2022年5月）、「**重要経済安保情報保護活用法**」（2024年5月）等、新たな制度の創設も含め、**経済安全保障の推進に政府一体で取り組んできた。**

自律性の向上

リスク点検

基幹産業の複雑化したリスクへの対応と脆弱性を点検・把握

重要土地等調査法

重要施設周辺等における土地等利用状況調査及び利用規制の実施等

経済安全保障推進法(令和4年成立)

基幹インフラ

基幹インフラ役務の安定的な提供を確保

※「サイバー対処能力強化法」（2025年5月）において、基幹インフラ事業者等がサイバー攻撃を受けた際の官民連携等を強化

サプライチェーン

重要物資や原材料のサプライチェーンの強靱化

特許出願非公開

出願人の権利を確保しつつ、安全保障上機微な発明の特許出願の公表・流出防止

優位性・不可欠性の確保

技術情報管理

国際輸出管理レジームに基づく厳格な輸出管理のほか、外為法上における「みなし輸出」対象の明確化や、官民対話スキームによる技術管理の徹底

投資審査

外為法上の投資審査・事後モニタリングについて執行体制を強化。事前届出免除制度等の見直しを実施

重要技術流出防止

研究の不正流出や技術流出リスク等に向けた取組の強化（留学生等の受入審査含む）

官民技術協力(K Program)

官民が連携し、技術情報を共有・活用することにより、先端的な重要技術の育成を支援

国際秩序の維持・強化

国際社会との連携

同盟国・同志国（グローバル・サウスを含む）との経済安全保障上の課題への対処

国際機関

WTOやOECD等を通じた非市場的政策・慣行等への対処

ルールメイキング

AI・量子などの戦略分野での国際ルール標準の維持・強化・構築

Run Faster戦略

AI・量子等先端領域における優位性の特定と強化

経済インテリジェンス

情報収集・分析・集約・共有等の充実・強化

セキュリティ・クリアランス制度

重要経済安保情報の適切な管理
(重要経済安保情報保護活用法【令和7年施行】)

体制整備

関係府省庁の体制強化

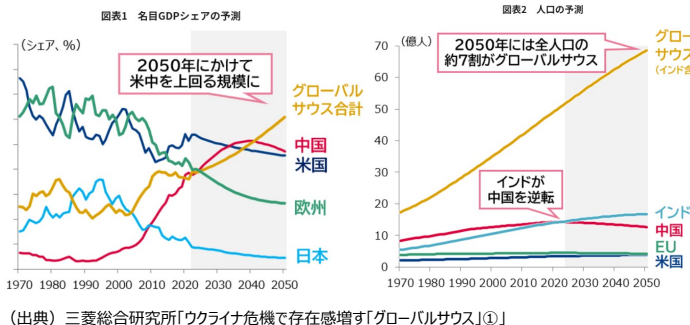
- ウクライナ侵略やガザ情勢を始めとする地政学リスクの高まり、経済的措置を通じた脅威の増大、国際社会や世界経済におけるグローバル・サウス諸国のプレゼンスの拡大等、経済安全保障推進法成立後の国際情勢は大きく変化している。
- このような国際情勢に加え、経済安全保障に直結するA I・量子等の先端技術における技術開発競争が一層激化するなど、経済安全保障をめぐる課題が複雑化する中で、専門知識を集結し、政策決定に活用するとともに、官民連携を強化する必要性が高まっている。
- これらに加え、安全保障環境やデータを取り扱う環境の変化を踏まえ、我が国のデータの安全性を確保する必要性が高まっている。

中国による主な輸出管理措置 (2025年10月24日時点)

グローバル・サウス諸国の台頭

A I・量子等の技術開発競争の激化

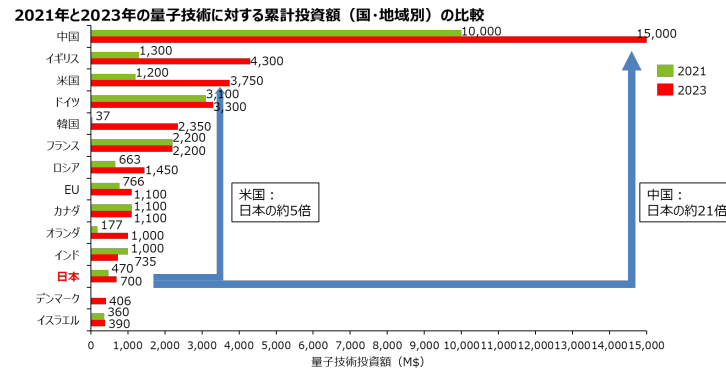
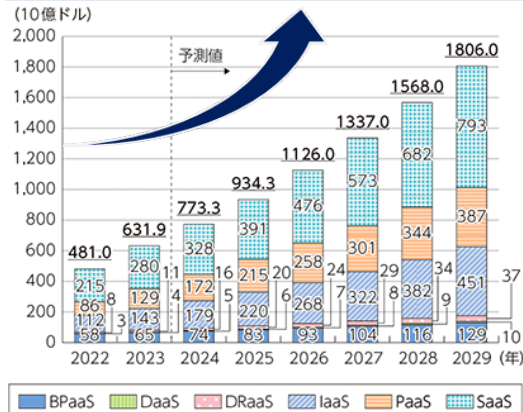
年	主な動き
2020年 12月	中国輸出管理法の施行
2023年 8月	輸出管理措置開始 (ガリウム・ゲルマニウム)
同12月	輸出管理措置開始(黒鉛)
2024年 9月	輸出管理措置開始 (アンチモン・超硬材料・ドローン等)
同12月	対米輸出管理措置強化 (ガリウム・ゲルマニウム・アンチモン等)
2025年 2月	輸出管理措置開始 (タングステン・テルル等)
同4月	輸出管理措置開始 (サマリウム・ガドリニウム等 レアアース7鉱種)
同10月	輸出管理措置発表 (ホルミウム等レアアース5種及びレアアース 関連技術、レアアース再輸出規制等)



生成A Iの利活用状況の変化	
2023年	2024年
● 個人の生成A Iサービス利用経験 中国(56.3%) 米国(46.3%) ドイツ(34.6%) 日本(9.1%)	● 個人の生成A Iサービス利用経験 中国(81.2%) 米国(68.8%) ドイツ(59.2%) 日本(26.7%)
● 企業における業務での生成A I利用率 米国(84.7%) 中国(84.4%) ドイツ(72.7%) 日本(46.8%)	● 企業における業務での生成A I利用率 米国(90.6%) 中国(95.8%) ドイツ(90.3%) 日本(55.2%)
A Iへの民間投資額の変化	
2023年	2024年
1位 : 米国(約672億ドル) 2位 : 中国(約78億ドル) 3位 : 英国(約38億ドル) 9位 : 韓国(約14億ドル) 12位 : 日本(約7億ドル) 13位 : アラブ首長国連邦(約4億ドル)	1位 : 米国(約1091億ドル) 2位 : 中国(約93億ドル) 3位 : 英国(約45億ドル) 8位 : アラブ首長国連邦(約18億ドル) 11位 : 韓国(約13億ドル) 14位 : 日本(約9億ドル)

クラウドサービス市場規模(売上高)の推移及び予測

(出典) 人工知能戦略本部(第1回)資料2-1「人工知能基本計画の骨子(たたき台)の概要について」



(出典) 総務省「令和7年版 情報通信白書(Statista Market Insights(2025年3月14日取得データ))」を基に作成

(出典) 経済産業省「経済安全保障に関する産業・技術基盤強化 アクションプラン再改訂にむけて」

- 国際情勢の急速な変化や先端技術の開発競争の激化等を踏まえ、**外交力・防衛力・経済力・技術力・情報力**を含む**総合的な国力を強化しながら最大限活用**し、我が国の平和と安全、繁栄を確保すべく、以下の対応を講じる。
 - 経済安全保障推進法上のサプライチェーンの強靱化措置や基幹インフラ制度を運用する中で明らかとなった、**自律性の向上や優位性・不可欠性の確保の更なる強化**に向け、**現行制度の見直し・拡充**を行う。
 - 経済安全保障上の新たな課題に的確に対応するための**スキームを新設**するとともに、**更なる課題を把握し、実効的かつスピード感を持って対応**することを可能とするために**必要な枠組みを構築**する。

自律性の向上や優位性・不可欠性の確保のための 現行制度の見直し・拡充

- ✓ 重要な物資の供給に不可欠な役務への支援
- ✓ 基幹インフラ制度への医療分野の追加

等



新たなスキームの創設・実効的かつスピード感ある 対応を可能とする枠組み構築

- ✓ 経済安全保障上重要な海外事業の展開の支援
- ✓ 総合的なシンクタンク機能の構築及び官民連携のプラットフォームの機能を構築
- ✓ データセキュリティの確保

等

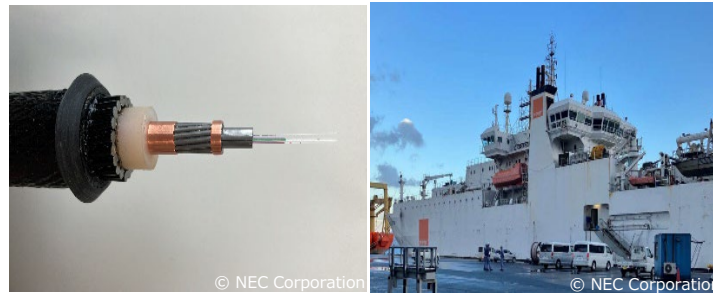


1. サプライチェーン強靱化 ①役務に関する措置

- 重要な物資の安定供給確保を図るため、12の物資（特定重要物資）を指定し、民間事業者の生産基盤強化や備蓄等の取組を支援（予算総額2.4兆円）。
- 他方、物資そのものが確保されていても、その機能の発揮に不可欠な役務が途絶した場合には、国民生活・経済活動に大きな影響が及ぶ。

（物資の機能の発揮に必要な役務の事例：光海底ケーブルの敷設）

- ・ 国際通信の99%は光海底ケーブルを経由していることから、光海底ケーブルは我が国の経済活動に必要不可欠な物資であるが、その機能の発揮には海底ケーブル敷設船による敷設（役務）が必要である。
- ・ 仮に国内の光海底ケーブル敷設船が不足することにより、敷設役務を過度に外部依存する状況において、これが途絶すれば、結果として海底ケーブルの通信機能の発揮が損なわれる。



光海底ケーブル（左）及び光海底ケーブル敷設船（右）

検討課題

- 物資そのものの確保ではない、物資の機能の発揮に必要な役務についてどう捉えるか。

1. サプライチェーン強靱化 ②安定供給確保に支障が生じるおそれがある場合の措置

- 特定重要物資等の供給に係る事業者（物資供給事業者）の経営状況の悪化等により、**事業の廃止、縮小、譲渡、移転等が行われた場合、特定重要物資等の供給能力の喪失や技術流出等、特定重要物資の安定供給確保に支障が生じる**ことが懸念される。
- 事業の廃止、縮小、譲渡、移転等の行為は、**物資供給事業者自身だけでなく、その周りの関係者が要因**となるケースもある。
- 現行法では、民間事業者では特定重要物資の安定供給確保を図ることが困難な場合、政府が施設(工場、設備等)を取得・保有し、国の事業として民間事業者に物資の生産等を委託する仕組み(GOCO)を含め、**政府自らが安定供給確保のために必要な措置を講ずることができる旨を規定**（経済安保推進法第44条、第45条）。

特定重要物資の安定供給確保を
図ることが**困難**な場合

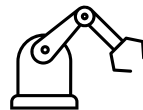
特定重要物資の安定供給確保に
支障が生ずるおそれがある場合

政府が施設(工場、設備等)を取得・保有し、国の事業として民間事業者に物資の生産等を委託

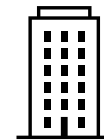


主務大臣

GOCO



工場・設備等



主務大臣

?

事業の廃止、縮小、
譲渡、移転等



特定重要物資・原材料等
の供給に係る事業者



関係者
(親会社、同業者、取引先、
金融機関、投資家等)

検討課題

- GOCO等政府自らが安定供給確保に取り組む前段階として、特定重要物資等の安定供給確保に支障が生じるおそれがある場合に、どのような手立てが考えられるか。

2. 基幹インフラ役務の安定提供

(1) 医療分野の追加について

- 医療DXの推進や医療機関へのサイバー攻撃が生じていること等を踏まえ、基幹インフラ制度に医療分野を追加し、安定的な役務の提供を確保することが必要。
- そのため、分野別検討会合等での議論も踏まえ、①社会保険診療報酬支払基金が行う医療DXに関連する業務及び②高度な医療提供能力等を有する医療機関が行う業務を、基幹インフラ制度の対象事業に追加する。

①社会保険診療報酬支払基金（医療DX）

- 社会保険診療報酬支払基金は、今後、医療DX推進に中心的役割を果たし、電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋管理サービス、オンライン資格確認等システムの開発・運用主体となる予定。
- 医療DXの普及・浸透を踏まえると、これらが停止した場合、広範囲又は大規模な社会的混乱が生じる。
⇒ 社会保険診療報酬支払基金を基幹インフラ制度の対象とする

②医療機関

- 医療DX推進により、デジタル化・ネットワーク化が一層進む中、サイバー攻撃等により、医療の安定提供に支障が生じるおそれ。
- 医療機関がサイバー攻撃等を受けた場合でも、地域の医療を安定的に提供するための「最後の砦」を確保することが必要。
⇒ 高度な医療を提供する能力等を有する医療機関を基幹インフラ制度の対象とする

検討課題

- ① 社会保険診療報酬支払基金については、特定重要設備として、電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋管理サービス、オンライン資格確認等システムに係る設備を対象とすることが考えられるか。
- ② 個別の医療機関については、
 - ・ 特定社会基盤事業者の指定基準を定めるに当たって、どのような観点を踏まえて設定すべきか。
 - ・ 特定重要設備として、医療機関の役務を安定的に提供する上での役割・重要性等の観点から、どのような設備を対象とするか。

(2) 手続きに係る運用改善について

- 制度運用開始から約1年半を経て、これまでに明らかとなった課題等を踏まえ、運用改善を図るべき点はないか。
※ 例えば、現行法第53条において、事業者が新たに指定された後6月間は経過措置として届出義務が免除される規定となっているが、この間、経過措置期間の満了直後に予定している導入等に係る届出を行うこともできないため、手続上の負担や支障が生じるケースがある。

3. 重要な海外事業の展開支援

- 現行のサプライチェーン強靱化措置は「物資」の供給確保に着目した枠組みであり、生産基盤の強化や備蓄等を支援して外部依存の低減を図る枠組み。この結果、これまでの支援実績の殆どが国内向けの措置となっている。
※ 認定供給確保計画 全135件(うち海外支援案件2件(その他、FS支援1件))、最大助成額約1.4兆円(うち海外向けは217億円(約2%)の内数)
- 「物資」の安定供給確保は引き続き取り組むべき課題だが、昨今の国際環境の激変を受け、官民一体となったグローバル・サウス諸国等との協働とそれを通じた経済安全保障上の重要事業を実施していく必要。
- グローバル・サウス諸国等の旺盛な需要の取り込みを通じて我が国企業の国際競争力を維持するとともに、地政学上の重要地域における我が国のプレゼンスを高めつつ、我が国企業が関わる経済安全保障上重要なグローバルサプライチェーンの強化が必要。

経済安全保障上
重要な海外事業の
促進が必要ではないか

(想定事業例など)

- ・ 我が国にとって重要な航路における輸送網強靱化のための事業
- ・ 我が国が優位性を持つ技術の同志国等への展開に向けた事業

燃料補給拠点



出典：セントラルLNGマリンフューエル社HP

5G オープンRAN



出典：総務省資料

データセンター



出典：総務省資料

検討課題

- 経済安全保障上の意義を有する重要な海外「事業」自体の促進が必要ではないか。
- そのような事業の促進措置として、現行の政策措置のほかに、効果的な枠組みを構築できないか。

4. 調査研究の推進・官民連携 ①指定基金に関する規定の整備

背景

- 特定重要技術の更なる育成に向けては、**第7期科技・イノベ基本計画期間（R8～R12）**において、関係府省庁等の多様な主体が、自ら実施する研究開発を経済安全保障の観点から捉え直して推進する「**経済安全保障トランスフォーメーション（ES-X）**」の取組等を通じ、育成・展開していくことが重要。
- NSS・内閣府（経済安全保障担当）では、今後、**経済安全保障上の重要技術領域を整理したリストを作成**し、ES-Xの取組等を促進することを通じて、**特定重要技術の育成へ多様な主体の参画**を促していく予定。
- 推進法においては、安保省庁等の公的ニーズを研究開発側に共有する**協議会**を組織できるが、特に**指定基金**※（同法第63条第1項）による研究開発に対しては、内閣府（経済安全保障担当）も協議会事務局となり**経済安全保障の視点からの強力な伴走支援**が可能。現在、K Program（NEDOとJSTの基金が指定基金）にて取組を推進。

※ 現行の推進法においては、指定基金として指定できるのが、5つの資金配分機関（AMED（日本医療研究開発機構）、JST（科学技術振興機構）、JSPS（日本学術振興会）、NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）、農研機構（農業・食品産業技術総合研究機構））に限定されている。

検討課題

- **指定基金を活用した特定重要技術の育成について、多様な主体の参画が重要だが、どのように対応すべきか。**

4. 調査研究の推進・官民連携 ②総合的な経済安全保障シンクタンク

- 国際情勢の変化に伴い経済安全保障をめぐる課題は複雑化しており、**外交(D)・情報(I)・防衛(M)・経済(E)・技術(T)の専門知識を集結し、総合的な調査研究・政策提言**を行うことが必要。
- 平時から各府省の具体的な調査研究ニーズを的確に汲み取り、**政府の要請に即応して**成果をまとめ、**政策形成に適時に還元**するシンクタンク機能が必要。

<調査研究のイメージ>

①重要物資のサプライチェーン分析

- 多様な定量データを蓄積・組み合わせて、サプライチェーン上の脆弱性等を分析、可視化。
- 特に専門性を要する課題（二国間の依存度分析にとどまらない多国間の分析や、海上輸送等の複合リスク等）や、府省横断の課題（上下流で所管が異なる物資（例：肥料）等）について分析を行う。

②インフラ産業等に係るリスクの点検

- リスクの発生可能性や影響度等に応じて、優先的に対処すべきリスクを特定し、我が国への影響や波及経路等も含めて、想定されるシナリオを作成。
- 特にインフラ間の相互依存性を意識したシナリオ分析や、安全保障環境の変化を捉えた新興リスクの特定・分析を行う。
- 企業や自治体等の自主的取組・意識醸成を図るためのTTX（机上演習）に活用。

NSS

内閣府経済安保

関係府省

データ提供
調査依頼

政策提言

総合的なシンクタンク

経済安全保障に関する
総合的な調査研究・政策提言

検討課題

- シンクタンクの組織体制やガバナンスとして、**政府全体の要請に即応し、専門性に根差した深度ある調査研究**を継続的に行うために求められることは何か。例えば、①自律的でありつつ政府の要請への対応が可能、②サプライチェーン分析など経済安全保障に近接する分野での調査研究の蓄積、③アカデミアや産業界との幅広い人的ネットワーク、が考えられるか。
- 既に関係省庁の調査研究機能がある中、**シンクタンクに何を切り出し、新たにどのような調査研究を担わせるべきか。**
- 質の高い成果を出すため、内外にネットワークを広げるとともに、**優秀な人材を惹きつけられるよう柔軟な処遇を可能とする環境整備を進めるべきではないか。**

4. 調査研究の推進・官民連携 ③官民協議会

- 経済安全保障に係る諸課題に対応する際、政府のみならず民間企業等も主要な主体であることから、**官民が一体となって**、国家・国民の安全を害する行為に関する**情報共有や対策の協議を行える場を構築**することが必要。

協議会で議論するテーマ（イメージ・例）

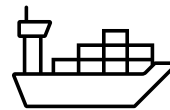
分科会 例：重要鉱物



顕在化しているリスクに対する
実態・影響把握、対策の検討
[即応型]

分科会 例：AGI

分科会 例：造船



いまだ顕在化していない
業種横断のリスクをテーマに
中長期の対応を検討
[政策調整型]

分科会 例：重要なインフラの機能停止



潜在的に想定されるリスクシナリオ
を念頭に、影響分析、平時・有事の
対策を定期的に点検・検討
[リスク点検型]

検討課題

- 官民が一体となり、リスクに関する機微情報も共有し意見交換等を行うためには、どのような方法が考えられるか。
- 重要鉱物の供給制限対応や重要なインフラ産業等のリスク点検など様々なテーマに応じて、**多岐にわたる開催目的の下、機動的な開催が想定される**。その中で、官民協議会の**議論を実効性あるものとするためには、どのような運営上の工夫が考えられるか**。
- **総合的なシンクタンクの調査研究結果を、官民協議会の運営に活用できるのではないか**。

5. データセキュリティ

- 国家安全保障戦略（2022年12月16日閣議決定）や、経済財政運営と改革の基本方針2025（2025年6月13日閣議決定）において、「データ・情報保護について、機微なデータのより適切な管理や情報通信技術サービスの安全性・信頼性確保に向けた更なる対策を講ずる」こと等が指摘。
- 諸外国においても、機微な個人データに関する規律や、重要インフラの一環としてデータセンターやクラウドサービスに関する制度の検討が進められている。

①米国における機微個人データに関する規律

【米国大統領令14117実施規則】

- 米国人（法人含む）が、特定国や特定国の影響下にある者との間で、閾値を超える大量の機微個人データ等へのアクセスを含む特定の取引を行うことを禁止又は制限。

➤ **対象データ** ※括弧内は閾値
ヒトゲノムデータ（100人）、生体識別情報（1千人）、位置情報（1千人）、個人健康データ（1万人）、個人金融データ（1万人） 等

➤ **対象取引**
データブローカー取引、ベンダー契約、雇用契約、投資契約

②諸外国におけるクラウドサービス等に関する規律

米国

【ICTS規則】

- ✓ 「クラウド・データストレージを含む重要インフラ等の対象分野で必要となる情報通信技術・サービス（ICTS）」に関する取引において、特定国や特定国の影響下にある者により供給された製品等に安全保障上のリスクがある場合、商務長官が取引の禁止・中止等を指示することができる。

欧州

【NIS2指令】 ※EU加盟国に対して国内法制化を要求

- ✓ データセンター・クラウド事業者等の重要セクターの事業者に対して、事業者登録、サプライチェーン対策を含むリスク管理措置、インシデント報告等を義務付け。

豪州

【重要インフラ安全保障（SOCI）法】

- ✓ 重要なデータの保管・処理を行う資産（データセンター・クラウドサービス等）を重要インフラ資産として定義し、これらを有する事業者に対し、資産登録、サプライチェーン対策を含むリスク管理プログラムの導入、サイバーセキュリティ規制への対応等を義務付け。

検討課題

- 安全保障上重要なデータとして、個人に関する機微なデータが考えられるが、我が国の外部から行われる行為からこれらのデータを防護するためには、どのような措置が考えられるか。
- 大量のデータの保存・処理を行うデータセンター・クラウドサービスを提供する者に関し、我が国の外部から行われる行為からデータセンター・クラウド上のデータをどのように防護すべきか。